

国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則

(平成二十九年七月二十一日国立国会図書館規則第四号)

改正 令和四年三月二十九日国立国会図書館規則第五号

同 五年三月二十九日同 第二号

同 七年三月二十五日同 第二号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 個人情報の取扱い（第二条～第九条）

第三章 個人情報ファイル（第十条）

第四章 開示、訂正及び利用停止（第十二条～第十七条）

第五章 特定個人情報に関する特例（第二十八条）

第六章 雜則（第二十九条～第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨を踏まえ、国立国会図書館（以下「館」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、館の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第一条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する

情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他 の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、国立国会図書館長（以下「館長」という。）が別に定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ことに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができる

できるもの

- 3 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう にその取扱いに特に配慮を要するものとして館長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この規則において「保有個人情報」とは、館の職員が事務の遂行上作成し、又は取得した個人情報であつて、館の職員が組織的に利用するものとして、館が保有しているものをいう。ただし、国立国会図書館事務文書開示規則（平成二十三年国立国会図書館規則第四号）第二条に規定する事務文書（同条第二号に掲げるものを含む。）に記録されているものに限る。
- 5 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するため に氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- 6 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

第一章 個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第三条 館は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 館は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。
- 3 館は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的の明示）

第四条 館は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、個人情報保護法第六十二条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

（不適正な利用の禁止）

第四条の二 館長は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

（適正な取得）

第四条の三 館長は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

（正確性の確保）

第五条 館長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

（安全管理措置）

第六条 館長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その

他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 館長は、館からの個人情報の取扱いの委託を受けた者に対し、当該委託に係る業務について、前項の措置（当該委託を受けた者が当該委託に係る業務を第三者に委託する場合（二以上の段階にわたり委託する場合を含む。）において、当該委託を受けた者が当該第三者に同項の措置を講じさせることを含む。）を講じさせるものとする。

（職員等の義務等）

第七条 個人情報の取扱いに従事する館の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 館長は、個人情報の取扱いに従事する館の職員であつた者、館において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において同じ。）及び従事していた派遣労働者並びに前条第一項の委託に係る業務に従事している者及び従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

（漏えい等の通知）

第七条の二 館長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を

害するおそれがあるものとして館長が定めるものが生じたときは、本人に対し、別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとること。
- 二 当該保有個人情報に第十一条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第八条 館長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 二 館が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体の機関（議会を含む。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成

十五年法律第二百八十九号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。) に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令(条例を含む。)の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前二号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められたときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 館長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のため館の内部における利用を特定の部署又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第九条 館長は、利用目的のために又は前条第二項第二号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章 個人情報ファイル

第十条 館長は、館が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿(電磁的記録を含む。)第二項において

て「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表するものとする。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目(次項第五号及び第二項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(同項第五号において「記録範囲」という。)
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この項及び次項において「記録情報」という。)の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を館以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 その他館長が特に必要と認める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルには適用しない。
- 一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十五条第一号から第二号までに掲げる職務に係る個人情報ファイルその他 の立法及び立法等に関する調査に係る個人情報ファイル
 - 二 図書館資料の書誌情報に係る個人情報ファイル(人名を標目とする典拵データに係る個人情報ファイルを除く。)
 - 三 館の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつ

て、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（館が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報を記録する個人情報ファイル

七 資料その他物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が館長が別に定める数に満たない個人情報ファイル

十 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして館長が別に定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、館長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載する

ことにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

（保有個人情報の開示）

第十一条 館長は、本人から、当該本人に関する保有個人情報（事務文書（国立国会図書館事務文書開示規則第一条に規定する事務文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。以下同じ。）の開示の申出があつた場合には、当該開示の申出をした者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、当該保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときは、この限りでない。

一 法令に別段の定めがある情報

二 個人情報保護法第七十八条第一項各号に掲げる情報に相当する情報（立法及び立法等に関する調査に係る事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを含む。）

三 会派又は議員の活動に関する情報であつて、開示することにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれのある情報

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）から本人に代わつて前項に規定する開示の申出（以下単に「開示の申出」という。）があつた場合も、同項と同様とする。

3 開示の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

- 一 開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示の申出に係る保有個人情報が記録されている事務文書の名称その他の開示の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

4 前項の場合において、館長は、開示の申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、別に定めるところにより、開示の申出に係る保有個人情報の本人であること（第二項の開示の申出があつた場合にあつては、開示の申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

5 館長は、開示の申出をしようとする者が保有個人情報の特定のための情報の提供を求める場合は、参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（部分開示）

第十二条 館長は、開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示の申出に係る保有個人情報に個人情報保護法第七十八条第一項第一号の情報に相当するもの（開示申出者（前条第二項の開示の申出があつた場合にあつては、当該開示の申出に係る保有個人情報の本人。以下この項及び第十六条第一項において同じ。）

以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示申出者以外の特定の個人を識別することができる」となる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものに含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第十三条 館長は、開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第十四条 保有個人情報の開示の申出に対し、当該開示の申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、館長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

（開示の申出に対する対応）

第十五条 館長は、開示の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、開示申出者に対し、その旨を、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示の期間、場所及び方法その他の必要な事項とともに、書面により通知するものとする。ただし、個人情報保護法第六十二条第一号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 館長は、開示の申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示しないとき及び開示の申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 館長は、開示の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、前二項の書面に、開示しない理由を付記するものとする。

4 第一項及び第二項の規定による通知は、第十二条第三項の書面の提出のあつた日から原則として三十日以内に行うものとする。

（第三者からの意見聴取）

第十六条 開示の申出に係る保有個人情報に館及び開示申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、館長は、当該情報に係る第三者に対し、開示についての意見を求めることができる。

2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が個人情報保護法第七十八条第一項第一号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十三条の規定により開示しようとするとき。

3 館長は、前二項の規定により意見を求められた第三者が当該保有個人情報の開示に反対する意見を提出した場合において、これ

を開示するときは、開示に先立ち、当該意見を提出した第三者に對し、開示する旨及びその理由を書面により通知するものとする。

（開示の実施）

第十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは館の保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により用紙に出力したもの（閲覧若しくは写しの交付又は館の保有する専用機器により再生したもの）の閲覧、聴取若しくは視聴により、これを行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

2 館長は、保有個人情報の全部又は一部を開示しようとする場合には、開示申出者に対し、希望する開示の方法その他必要な事項を記載した書面の提出を求めるものとする。ただし、第十二条第三項の書面に当該事項が記載されていると館長が認めるときは、この限りでない。

3 保有個人情報の開示は、第十五条第一項の規定による通知をした日から三十日以内に行われるようとするものとする。ただし、開示の準備により館の事務に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有個人情報の訂正）

第十八条 館長は、第十一条から第十二条まで又は第二十七条の規定により開示された保有個人情報について、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の申出（保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る。）があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正するものとする。

2 代理人から本人に代わって前項に規定する訂正の申出（以下単に「訂正の申出」という。）があつた場合も、同項と同様とする。

（訂正の申出の手続）

第十九条 訂正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

- 一 訂正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 訂正の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正の申出の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、館長は、訂正の申出をした者に対し、別に定めるところにより、訂正の申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第一項の訂正の申出があつた場合にあつては、当該訂正の申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

（訂正の申出に対する対応）

第二十条 館長は、訂正の申出に係る保有個人情報を訂正するときは、訂正の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するも

のとする。

2 館長は、訂正の申出に係る保有個人情報を訂正しないときは、訂正の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、訂正しない理由を付記するものとする。

3 前二項の規定による通知は、前条第一項の書面の提出のあつた日から原則として三十日以内に行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第二十一条 館長は、第十八条の規定により保有個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（保有個人情報の利用停止）

第二十二条 館長は、第十一条から第十二条まで又は第二十七条の規定により開示された保有個人情報について、本人から、次の各号のいずれかに該当することを理由に当該各号に定める措置の申出（保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る。）があり、当該申出に理由があると認めるときは、館における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報について、当該各号に定める措置をとるものとする。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限

りでない。

- 一 当該保有個人情報が、第三条第一項の規定に違反して保有されているとき、第四条の一の規定に違反して取り扱われているとき、第四条の二の規定に違反して取得されたものであるとき又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用しているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 当該保有個人情報が第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人から本人に代わって前項に規定する利用停止の申出（以下単に「利用停止の申出」という。）があつた場合も、同項と同様とする。

（利用停止の申出の手続）

第二十三条 利用停止の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

- 一 利用停止の申出をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 利用停止の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 利用停止の申出の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、館長は、利用停止の申出をした者に対し、別に定めるところにより、利用停止の申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第一項の利用停止の申出があつた場合にあつては、当該利用停止の申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

（利用停止の申出に対する対応）

第二十四条 館長は、利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、利用停止の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 2 館長は、利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止を行わないときは、利用停止の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、利用停止を行わない理由を付記するものとする。
- 3 前一項の規定による通知は、前条第一項の書面の提出のあつた日から原則として三十日以内に行うものとする。

（開示等についての苦情）

第二十五条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）について、開示等の申出をした者（開示等の申出をした者が本人である場合にあつては代理人を、開示等の申出をした者が代理人である場合にあつては本人を、それぞれ含む。）から、苦情の申出があつた場合には、館長は、国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会（第二十七条第一項及び第四項において「審査会」という。）に諮問するものとする。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、第十五条第一項若しくは第二項、第二十条第二項又は前条第一項の規定による通知をした日の翌日から起算して三月を経過した日以後にされた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による諮問は、同項の苦情の申出がされた日から原則として三十日以内に行うものとする。
- 3 第一項ただし書に規定する場合には、館長は、苦情の申出をし

た者に対して、同項本文の措置をとらない旨を書面により通知するものとする。

(苦情の申出の手続)

第二十六条 保有個人情報の開示等についての苦情の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

- 一 苦情の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 苦情の申出に係る保有個人情報の開示等の通知の日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 苦情の申出の趣旨及び理由

(苦情の申出への対応)

第二十七条 館長は、審査会の答申があつたときは、これを尊重するものとする。

- 2 館長は、苦情の申出に係る措置をとることとは、苦情の申出をした者に対し、その旨を速やかに書面により通知するものとする。
- 3 館長は、苦情の申出に係る措置をとらないときは、苦情の申出をした者に対し、その旨を速やかに書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、苦情の申出に係る措置をとらない理由を付記するものとする。
- 4 前二項の規定による通知は、審査会の答申があつた日から原則として三十日以内に行うものとする。
- 5 第十七条及び第二十一条の規定は、苦情の申出に係る措置をとる場合における手続について準用する。この場合において、第十七条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」と、第二十一条中「第十八条」とあるのは「第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

と、第二十一条中「第十八条」とあるのは「第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

第五章 特定個人情報に関する特例

第二十八条 館が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。）に関しては、第八条第一項第一号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	自ら利用し、又は提供しない	利用目的
第八条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用しない	自ら利用しない
第八条第二項第一号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき	自ら利用する	自ら利用する
第一十二条第一項	は本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
又は第八条第一項	第一十八条の規定	第一十八条の規定	第一十八条の規定

項第一号	及び第二項の規定に違反して利用されているとき	により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第十項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第二十二条第一項第二号	第八条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条

第六章 雜則

（適用除外等）

第二十九条 第四章の規定は、個人情報保護法第二百二十三条第一項に規定する情報については、適用しない。

2 保有個人情報（国立国会図書館事務文書開示規則第三条ただし書に規定する不開示情報を専ら記録する事務文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第二十五条から第二十七条までを除く。）の規定の適用については、館に保有されていないものとみなす。

（実施状況の報告等）

第三十条 館長は、この規則に基づく保有個人情報の開示等の実施状況について、国立国会図書館法第六条の規定により、両議院の議長に報告する。

2 館長は、前項の規定による報告の後、これを公表するものとする。

（細則）

第三十一条 この規則に定めるものほか、この規則の実施に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に行われた保有個人情報の開示等の申出であつて、これに対する対応が行われていないものは、この規則の相当規定により行われた申出とみなして、この規則の規定を適用する。

3 この規則の施行前に行われた保有個人情報の開示等の申出に対する対応は、この規則の相当規定により行われた対応とみなして、この規則の規定を適用する。

4 前二項に定めるものほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、館長が別に定める。

附 則（令和四年三月一十九日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月一十九日国立国会図書館規則第一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則第二十五条第二項及び第二十七条第四項並びに第二条の規定による改正後の国立国会図書館事務文書開示規則第十二条第三項及び第十二条第五項の規定は、この規則の施行の日以後にされた苦情の申出について適用する。

附 則（令和七年三月一十五日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。